市民委員会制度　手続きの流れ

市民委員会制度とは･･･

この制度は、「市民一人ひとりが主役まちづくり」の実現のため、市民委員会を設け、市民と行政の有機的連携を強化し、市政への市民参加を積極的に図り、市民のまちづくりに対する意見を施策に反映していこと目的としています。

市民委員会として認定されると、活動補助金を受けることができます。活動補助金では、市内で自発的に活動するサークル･団体等を市民委員会として位置づけ、まちづくり事業等に関するテーマを中心とした活動から報告書の作成に至るまでの諸経費を補助しています。

申請相談

市民活動支援センター（まちづくり交流センター内）
地域環境課（地域振興担当）にて、相談の受付を行っております。
まずは、窓口へご相談ください。

↓ 認定申請書の提出

認定審査

申請書と聞き取り等により、市民委員会の認定審査を行います。
市民委員会として適当であると認められると、認定を受け、
「市民委員会」として活動を行うことができます。

↓ 認定通知の送付

事業期間

申請書の事業計画に基づき、事業を実施します。

※交付対象となるのは、「認定日以降～当該年度末までの活動」です。
期間外の活動は補助金の対象外となりますので、ご注意ください。
※大幅な事業計画の変更、補助金の概算払い（前払い）には、別途資料の提出等の手続きが必要です。

↓ 認定日～当該年度末まで

実績報告

活動終了後、実績報告をしていただきます。
〔提出〕実績報告書･提案書、収支決算書

※補助金の特性上、実績報告書と一緒に、市民委員会の活動を通して得られたまちづくりへの提案書も併せて提出していただきます。
※補助金の概算払いを受けた場合には、精算手続きが必要です。